主 文 本件抗告はこれを棄却する。 理 由

本件抗告理由の要旨は「原裁判所は同庁昭和二十三年(ヨ)第一二号仮処分事件 について相手方から仮処分の執行取消の申立をしたので『本件につき昭和二十三年 十二月十三日当裁判所の為した仮処分決定に基く印旛郡a村b字cd番のe山林二 町五反二十七歩の地上の立木の伐採禁止及右地上に存する伐木の搬出禁止の仮処分 の執行はこれを取消す』との決定をしたのである。しかし(一)仮処分は一旦適法 に執行せられた以上、債務者に対し重大な影響を及ぼすものであるから、その執行 の取消は訴訟手続における訴の取下の場合に相手方の同意を必要とすると同様特別 の事情のない限り、債務者の同意を必要とし、債権者の一方的行為によつて執行の 取消をすることはできないものである。然るに原審は債務者の同意もなく又一度の 審問もなく、本件取消の決定をしたのであるから不当である。(二)本件記録によ れば、相手方(債権者)は右仮処分を執行しながら自らその執行を無視し、立木の 伐採をなしこれを搬出し然る後執行吏に対し仮処分執行解除の手続をしたこ かであるから、相手方(債権者)は申立人(債務者)に対し行為禁止の仮処分を受 けながら何等本案訴訟の提起をすることなく、又適法な手続を経ないで勝手な処分 をし自己の目的を達した後、今日において一方的に仮処分執行の取消を申立てるも のというべきである。従つてかかる不都合な事実を顧ることなくなされた本件決定 は失当である。よつて本件決定を取消し、相手方の申立を却下する旨め決定を求め る」というにある。

よつて主文の通り決定する。 (裁判長判事 斎藤直一 判事 藤江忠二郎 判事 山口嘉夫)